

新聞労連



2022年 | No. 1315

3月1日（火）

- 「ジェンダー表現」発刊特集 2
- 長崎性暴力訴訟 3
- 22春闘本格始動 3
- 埼玉労組 経営陣辞任を要求 4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合

〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17井門本郷ビル6階

TEL03 (5842) 2201

FAX03 (5842) 2250

http://www.shimbunroren.or.jp

年間購読郵送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

取材規制の教訓と課題学ぶ

アンケート中間報告も 第45回新研部長会議

第45回全国新研部長会議が2月13日、オンラインで開かれ、全国の労組や地連から約35人が参加した。

第1部の学習会では、旭川医科大学（北海道旭川市）で学長解任問題を取材していた北海道新聞の記者が2021年6月に建造物侵入容疑で逮捕された事件を受け、東京法律事務所の今泉義竜弁護士と岸朋弘弁護士が講演。まず、岸弁護士が刑法や刑法訴訟法の条文を示しながら建造物侵入罪や現行犯逮捕の成立要件を説明し、それらと憲法に基づく「報道の自由」「取材の自由」との相克を、過去の裁判例を取り上げながら解説した。続いて、今泉弁護士が問題点を整理。参加者との質疑応答を交えながら、事件の教訓と今後の課題について語り合った。

第2部の部会では、2021年7月に静岡県熱海市で起きた土石流災害を取材した共同通信の写真映像部の記者が、住居侵入容疑で書類送検された事例などを取り上げ、全国的に取材規制が強化されているのではないかとの問題提起がされた。

「自主規制や萎縮感じる」

新聞労連組合員らを対象に 2022 年 1 月 17 日～2 月 7 日に実施し、359 人から回答があった「取材規制に関するアンケート」の結果についても中間報告があった。「取材活動において、自分自身の

萎縮や自主規制を感じることはありますか」の質問に対し、「よくある」「たまにある」の回答が全体の約6割に上った。また、『「マスコミ報道が萎縮している」との批判を、あなたはどうか受け止めますか」の質問では、「その通り」「ある程度当てはまる」の回答が約8割を占めた。

取材先からの規制や妨害にとどまらず、記者側の萎縮や自主規制に対する意識が浮き彫りとなった。一方で、広がるマスコミ不信を背景に、メディア側の自省を求める声もあった。取材規制が記者の萎縮を促し、それが市民のマスコミ不信を招くことで、さらに規制が強まるという悪循環が指摘された。

続いて、岩橋拓郎新研部長が新研部の今年度の活動方針を説明。各労組新研活動報告では、「インターネットとジャーナリズムについて考えるオンライン講演会などを実施したい」（新潟日報労組）、「東北地連春闘産研集会を2月22日にオンラインで開催予定。テーマは『コロナ下の復興五輪・パラ五輪をどう報じたのか、伝えたのか』（岩手日報労組）」といった方針が示された。

また、2022年に開催する新研集会は、「沖縄の本土復帰50年」か「道新記者逮捕と取材規制」のいずれかをテーマとする方針を決めた。開催時期や内容については今後協議することとした。

【朝日労組・山崎聡】

北海道新聞事件の教訓と課題



今泉義竜弁護士

今回の件では、公費で運営されている大学法人の問題についての取材・報道を、制限・抑圧する法人の対応そのものが、まず批判されなければならない。取材記者であることを認識して現行犯逮捕をしていたとすれば非常に悪質で、同様のことを繰り返してはならない。

北海道新聞社の対応に関しては、労働者を雇用する使用者として、また報道機関として記者を守る立場に立たなかったことは非常に問題である。社の指示で記者に取材をさせ、取材という正当な目的があったことを主張し、社に全責任があるというスタンスで記者を守るべきだったのに、その立場に立たなかった。個人の責任に転嫁し、必要のない実名報道まで行った。取材する記者を現行犯逮捕すること自体が異常な対応で、毅然と立ち向かえない新聞社に根本的な問題がある。

今後の教訓のひとつは、未然防止の観念だ。どのような意思を管理権者が外部に表明しているかなどリアルタイムでの共有は必要だ。リスクがある現場には複数で対応し、逮捕の口実を与えないよう身分を明らかにし、自分の行動記録について時系列で証拠を確保しておくのも重要だろう。とはいえ、取材対象者が事前に現行犯逮捕を想定しているような場合は、逮捕を防ぐのには限界がある。そのような現場を取材しないのもリクス回避という点ではある意味有効だが、そうなればどんどん報道の自由は奪われ、報道は死んでいく。記者は、逮捕された場合の対応を準備し覚悟した上

で取材に当たるのが今は必要なのかと思っている。

いざ逮捕されそうな状況になった場合は、立入禁止が根拠のあるものなのか、管理権者は誰でものような通知が出ているか、根拠を確認する。公権力によるもの場合は、その法的根拠を明らかにさせ、正当な理由による立ち入りで、建造物侵入にはあたらないことを告げる。相手が有形力行使してきたら、それは暴行罪、監禁罪等に当たるということを伝え、証拠を残す。可能であれば、名刺を渡し、必要があれば後で連絡するように伝え、現行犯逮捕させないために立ち去ることができれば、立ち去る。立ち去ることによって逃亡の恐れがあるとみなされる可能性もあるが、立ち去るチャンスがあれば立ち去った方がいい。

弁護士・組合に即連絡

次に、任意同行には原則応じないこと。任意から逮捕されるというのは一般的なセオリーだ。だが、任意同行に応じないから現行犯逮捕されるということもあるので、現場の判断は難しいだろう。不穏な状況になった場合は、すぐにその場で組合、弁護士に連絡するのは大事だ。

逮捕され警察署に留置された場合は自ら弁護士を呼ぶ。会社顧問弁護士は、会社の利益を守る弁護士で、労働者個人の人権保障の立場に立ち切れない可能性がある。組合員が連絡すべき弁護士、法律事務所をリスト化することを提案したい。組合員が逮捕された情報をつかんだ場合、組合は、弁護士も入れて対策会議を立ち上げ、必ず当日中に接見、面会する。自白の強要に屈しないよう励ますなどの対応が必要だ。

法的に争うことが難しい面もあるが、このような状況を許しているのかという世論形成も重要。果敢に突っ込んでいくのが記者で、報道の自由の役割として記者の存在を支えていく世論は不当な

建造物侵入容疑での逮捕と取材



岸朋弘弁護士

取材の自由は憲法の表現の自由とかわっている。問題の建造物侵入罪が刑法でどう定められ、考慮すべきものなのかは、その行為が、単なる立ち入りなのか侵入に当たるとかで異なる。侵入は管理権者の意思に反する立ち入り。

今回の、旭川医科大学で学長解任問題を取材していた北海道新聞の記者が建造物侵入容疑で逮捕された事件の場合、大学側は形式的に入ってくるなどと言っているが、実際入っている記者がたくさんいたなどの事情がある。

次に、故意についてだが、故意とは客観的犯罪事実を認識し容認していること。今回の件では、入っていい場所だと思って入ったならば、故意は問題になる可能性がある。正当な理由があれば違法な立ち入りにはならず、犯罪は成立しない。正当な理由があるかないかで取材の自由との関係が問題にされることが多い。

最高裁の判断では報道の自由は憲法21条の表現の自由として保障されている。「報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値する」とされるが、報道の自由と比べて権利の侵害を主張するのは難しい。

取材と現行犯逮捕

取材の自由と建造物侵入罪が争われた事案がある。フリーのジャーナリストが宗教法人の施設に何度も立ち入って内部の写真を撮り、建造物侵入で逮捕されて起訴された。昨年の東京地裁の判決は、政治活動そのものを取材する事案とは異なるので、正当な理由がある立ち入りと認めず有罪だった。今回の事案は公的な施設として政治性、公共的な意味合いで取材しており、それをどう評価するかが問題だ。

逮捕については、逮捕令状を見せて逮捕する通常逮捕、例外として令状なく現行犯でのみ逮捕できる私人逮捕がある。現行犯逮捕の要件は、原則として罪を犯したその時その場でなければ逮捕できず、かつ、逮捕しなければ逃亡や、証拠隠滅のおそれがある場合に限られる。

私人逮捕をした場合の手続きは刑法214条で「直ちに地方検察庁若しくは区検察庁または司法警察職員に引き渡さなければならない」となっている。今回は大学職員が逮捕し警察に引き渡した。その場でなければ現行犯逮捕はできないので、仮に記者がその場から逃げ去ったとすると現行犯逮捕はできないが、見つかって逃げたとすると通常逮捕の理由付けになるので注意した方がいい。

【東京労組・金山容子】

弾圧を防げる。真実を追究し不正を暴いていく記者の姿を広く伝えていくことが、不当に逮捕を許さない世論を作ってくために欠かせない。

【東京労組・金山容子】

チームリーダーたちが語る

この一冊に込めた思い

3月22日発刊 ジェンダー表現ガイドブック

第1章 ジェンダーの視点で見る表現

「タテマエ」を変える重い責任

栗林史子さん(朝日労組)



「美しすぎる市議」「パパはママを手伝ってあげて」——このようなジェンダー表現に批判が集まるたび、「言葉狩りだ」との揶揄が消えない。しかし、東京大学名誉教授の上野千鶴子さんの言葉を引用すると、「社会変革とは、タテマエが変わること」だ。

公の場での表現、つまり「タテマエ」をよりよいものにすることは、無意識の偏見を明るみに出し、普段のふるまいを変えていくことにつながる。メディアの現場にいる私たちには、「タテマエ」を変える重い責任が課せられている。

一方で、社会でジェンダー平等の意識が急速に進むのとは裏腹に、ほとんどのメディアは男性優位の組織だ。そんな中で、「キャッチーで目をひく企画を」「わかりやすいよう」と表現した結果、様々なステレオタイプを広め、強化してしまっている事例が多くあることを、執筆を通じて痛感した。自身の取材を振り返っても、ジェンダースtereotypeに基づいたものが多くある。このガイドブックには、そんなメディア業界や記者たちの苦い反省が込められている。

ジェンダーをめぐる議論は日々進んでおり、ガイドブックはそのすべてを網羅できているわけではない。端的に言えば「最低限」といったところだろうか。全ての社会問題と同様、学び続けていくことが必須だ。いずれ「こんなガイドブックが必要な時もあったね」と言われることを願ってやまない。

第2章 ウェブで起きていること

生生流転するウェブの課題共有

秀野太俊さん(愛媛労組)



第2章は新聞をはじめとするトラディショナル・メディアが対応を迫られながら、後手を踏むウェブ表現の課題を取り上げた。1節はウェブ見出しの類型化、2節は先行ウェブメディアの対応例、3～5節はお笑い芸人、弁護士、ジャーナリストの

インタビューという構成。対処療法的な炎上回避術やいわんや「釣り」テクニックなどではなく、個人および組織を貫く根本的なマインドセットこそが重要だということが、章を通じて浮上するはずだ。

長年の蓄積の中でガイドラインを固めてきた既存メディアの表現に対して、ウェブでは現在進行形で「アリ/ナシ」の境界が激しく生生流転している。閲覧数など分かりやすい数値指標によってドライブされる激しい競争や、たこつぼ化したコミュニティ内で過激化する表現が、ジェンダー

ギャップを拡大再生産しかねない状況にコミットして、ガイドラインをつくる側に回るべきだとの問題意識がベースにある。そもそも既存メディアは、プラットフォームを通して「結果的に」多くのデジタルコンテンツを提供しており、すでに常にウェブでも当事者だ。

SNSなどによる総発信総受信の時代。しかし、例えばツイッターとフェイスブックでは適応する表現は全く異なる。細分化してジャングル化する奥地に踏み込む手前、まずは入り口に立つ心構えとして、あらゆる表現者に問題意識を広く共有していただければと思っている。

第3章 弱者に寄り添うジェンダー表現

実態かけ離れた性暴力の言説

乾栄里子さん(特別中執・全徳島労組)

「乱暴した」「わいせつ教員」「痴漢が増える薄着の季節」——これらの言葉に違和感を持たなかった方には是非、第3章をじっくりと読んでいただきたい。

テーマは「弱者に寄り添うジェンダー表現～性暴力を伝える現場から」。性暴力報道を巡り、私たちが何気なく使っている言葉や表現に潜む問題に焦点を当てている。偏見や無理解を背景に、実態を見えにくくするような言説が散見されるからだ。

①性暴力報道から見る表現②無意識が生む二次被害③偏見を再生産しないために学ぶ～性暴力被害の実態④法制度から見る問題点～海外諸国との比較⑤取材される側からみた表現——の5節で構成している。

①では冒頭のような表現について、何が問題なのか、どう改善するべきなのかについて解説する。②は特に女性にとって身近な性暴力である「痴漢」を題材に、メディアがどう報じてきたのか紹介する。③では被害後に起こり得る反応や精神的ダメージなどについて、実態を伝える。④では、世界の潮流から遅れる刑法の問題点を指摘。⑤は被害者支援にかかわる方にインタビューし、取材手法や報じ方の問題点について考察した。

全体を通じ、性暴力を巡る言説がいかに実態とかけ離れ、偏見に満ちたものなのかお分かりいただけたと思う。被害者に寄り添った報道をするための道しるべとして、ご活用いただけると嬉しい。

第4章 失敗から学ぶ人・組織作り

メディア調査し「表現者の連帯」願う

松元千枝さん(合同ユニオン)

私は、第4章の調査を担当した。メディアにおいてジェンダー関連報道のゲートキーピングがどのようになっているか、実態を探る質的調査だ。きっかけは、新聞労連内や「メディアで働く女性ネット



ワーク(WiMN)」の仲間たちが「ジェンダー関連の記事は掲載されづらい」と繰り返し語っていたことだった。

調査に応じてくれたのは、新聞、放送、ウェブメディアで管理職にある9人。

心に強く残った特徴は2点ある。

ひとつは、ジェンダーに関わる記事や番組、ニュースなどが報道されるまでに、女性たちが並大抵ではない努力を重ねていること。特に女性のデスクは、話に聞いている以上に時間と労力を費やして記事の正当性や意義を証明する必要があると話した。

もうひとつは、女性たちがインポスター症候群に苛まれていることだった。一般的に女性に多いと言われるが、能力があるのに自信を持てず、結果を出せたとしても自分の能力を疑ってしまうという心理現象のことである。

調査後、協力してくれた対象者から「他にも同じようにがんばっている仲間がいるのを知って励まされた」「勇気をもらった」という声が届いた。

本書を手にも、表現者が業界を超えて多様性を尊重する社会を作るために連帯することを願う。

「災害とジェンダー」で4月に女性集会

新聞労連は、「ジェンダー平等宣言」の実現を図り、女性組合員同士が悩みを共有して問題解決に向けて力を合わせることを目指して、4月23、24の2日間にわたって女性集会を開く。各地で大災害が多発している状況に鑑み、「災害とジェンダー」をテーマに掲げ、東日本大震災の被災地・仙台市を拠点にオンラインとリアルの併用で実施する予定。

1日目は、災害時に露呈するジェンダー格差や女性が抱える問題をテーマにシンポジウムを行う。シンポでは、被災地の女性支援を続ける方の講演や被災したり、取材したりした女性組合員が当時の状況を語り、災害で浮き彫りになる女性や弱者が抱えやすい課題を掘り下げる。2日目は、新聞労連の「ジェンダー平等宣言」を基に▽ハラスメント▽ワークライフバランス▽ジェンダーバランス▽ジェンダー表現についてワークショップを行い、現場の実情や具体的な改善策について語り合う。

開催前日の22日にはスタディーツアーも実施する方向で計画を進めており、詳しい案内は追って招請状などで通知する。

【特別中執・森田千尋＝高知労組】

発刊記念イベントを開催

3月22日に予定している「失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック」(小学館)の発刊を記念し、新聞労連は6日13時から15時まで、オンラインイベント「失敗しないためのジェンダー表現——現役記者と考える」(新聞労連主催/小学館協力)を開催する。「ジェンダー平等を日本で早く実現したい。それにはまず、自分たちの発信から見直さなければならない」といった、組合員



3月6日、オンラインで

の思いから、有志が執筆した本書をベースに、特別中執や執筆に携わった組合員がイベントを企画した。

イベントのコーディネーターは、本書のアンカーとして、編集に尽力された中塚久美子特別中執(朝日労組＝写真)が務める。ゲストはスマートフォンアドバイザーでお笑い芸人のモバイルプリンスさん。その他は乾栄里子特別中執(全徳島労組)、栗林史子・前特別中執(朝日労組)、秀野太俊(愛媛労組)、松元千枝(新聞通信合同ユニオン)が登場する。イベントでは本書で取り扱っ

た、①新聞記事に見る事例と改善案、②ウェブに見られる表現、③弱者に寄り添うジェンダー表現(性暴力)、④メディアの現状(調査など)を語り合う。参加者から集まった普段から疑問に思う表現についても改善案などをトーク形式で紹介する。

本書の事前予約は、書店やオンラインなどで受付中。参加は無料。参加希望者は、3月4日18時までにグーグルフォーム(<https://onl.la/BiHtEdB>)で申し込みを。問い合わせは新聞労連本部まで。



長崎性暴力訴訟 5月30日判決



長崎市の幹部男性から性暴力を受けた女性記者が市に賠償などを求めている訴訟の最終弁論が2月7日、長崎地裁であり、原告本人が意見陳述し、結審した。判決は5月30日午前10時から。

女性記者は2007年7月、取材中に市幹部（07年10月末の市の事情聴取直後に死亡）から性暴力を受け、心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しめられたほか、市が対策を怠ったため虚偽の情報が広まって名誉を傷つけられたとして、損害賠償と

謝罪を求めて2019年4月に提訴した。

意見陳述で原告は「事件から15年目。私はようやく自分が失ったものを実感し、確かめられるようになった」と述べ、「記者が取材中に受けた暴力が個人的なことで歪曲されて被害者が中傷される。それが女性記者に起きやすいという深刻さを知ってほしい。記者への暴行や根拠なき中傷はあってはならないと明確に司法に示してもらいたい」と訴えた。

長崎市側は「原告の対応次第で事件を回避することができた」などとして過失相殺を求めた。弁論後の記者会見で弁護団の中野麻美弁護士は「強姦神話に基づいて女性を責めるものの見方であり、男女共同参画社会基本法や憲法にも違反し、許されない」と厳しく批判。市幹部が取材の自由を侵害して性暴力を加えたという職権乱用に加え、市側がその事実を隠蔽したり、虚偽情報を放置して原告に責任転嫁をしようとしたりするなど、いくつもの職権乱用を重ねたと強調した。

報告集会＝写真＝には、会場とオンライン合

せて約100人以上が参加した。新聞労連の吉永磨美委員長は「原告にとっては15年、長い長い闘いで、その思いがようやく判決となる。私たちの仕事そのものにかかわる裁判でもあり、5月30日は、しっかり勝ち取っていきたい」とあいさつ。弁護団の平山愛弁護士は、「訴訟をしてなお、人が総合的回復を目指す。そのことを示したかった」と原告が自身の心身の回復にも言及し、しっかりと口調で語った意見陳述に触れ、「胸に刺さった。裁判はそうあるべきだと思った」と話した。

支援者からは、原告にも過失があったとした市側の主張について、「がっかりした」「市民として恥ずかしい」と非難の声が相次いだ。中野弁護士は「負けることは正義に反する」と言明。「支える会」の門更月（かど・さつき）さんは「原告が裁判を起こしたことが長崎の人たちの認識を変えた。市が変わらないのは悔しいが、怒りを持ちながらも、希望を持って5月30日を迎えたい」と語り、勝訴へ期待を込めた。

原告の最終意見陳述（抜粋）

事件から15年目。私はようやく自分が失ったものを実感し、確かめられるようになりました。

まず変わったのは体調です。眠れなくなり、恐怖感が続きました。私は濃いサングラスをかけ、室内でも外さなかったため、友人や支援者はたじろぎました。こうした症状が PTSD だと今は分かりますが、自分は どうして しまったのかともがきました。人間関係にもひびが入りました。職能も失いました。

「ここまでやったら落ち着こう」と決めていたのは2014年の日弁連の判断です。人権侵害是正の勧告が出て私は法律事務所に預けていたものを受け取りに行きました。事件当日の私の着衣一式です。家で開けると、衣服がきちんと折り畳まれていました。「傷つけられたあの日の私が帰ってきました」。息をのんだ私は長い間それを見つめ、胸に抱き、わんわん泣きました。自分を大事にするこ

とができなくなっていた私に対し、法律事務所のどなたかが、私を丁寧に扱ってくれた体験でした。「もう一度ご自分を大切になさって生きられたらいいですよ」というメッセージに見えました。

それが自分を持ち直すきっかけとなり、私はいろいろなことに挑戦していきました。朝起きるようにする。身だしなみに気を配る。食事を1日1回はとる。新聞を手にする。夏は半袖を着る。満員電車の時間帯に駅に行ってみる。男性が近くに來てもむやみに逃げない。サングラスを外す。「何だ、それ普通の生活だよね」と思われるかもしれませんが、しかし、普通の暮らしの前提である命の源が傷つけられる、それが性暴力です。

長崎市は私に対し、何か具体的行動をとったでしょうか。市は被害者を見ず、性暴力や職権濫用を正面から指摘されることをただ先延ばししようとしていたのです。特筆すべきは、市が大事なところで私の「黙示」を持ち出すことです。どれほど酷いことをしても、「黙示で原告に許された」と片付ける強硬ぶりはまさに暴力です。私は意思

ある人間です。人の意思を無視し、ストーリーを作り替えるとは、市が性差別をしているのです。

15年をむだにしたと私は思っていない。裁判は時間も労力もかかるし、性暴力を法廷に持ち込むことはハードルが高いです。でも、責任を取るべきは誰なのかを突き止め、責められなくてもいい人が責められる構図を変えるため、私は訴訟を選びました。記者が取材中に受けた暴力が個人的なことで歪曲されて被害者が中傷される、それが女性記者に起きやすいというこの深刻さを知ってほしいと思いました。

私がしたいのは、被害にあった人がその後も生きられる像を示すということです。傷つけられた後も人生に充実を求め、訴訟をしてなお人が総合的回復を目指す、そのことを示したかったのです。そのためには、長崎市の責任が認められることが大事です。記者への暴行や根拠なき中傷はあってはならないと明確に司法に示してもらいたいです。

ヤジ問題で長崎市議会と市が回答 「周知・啓発に取り組む」

昨年6月の長崎市議会定例会の一般質問中に議員席から「長崎に性暴力はない」という趣旨のヤジが飛んだ問題で、長崎市性暴力訴訟の弁護団と新聞労連が1月21日に行った抗議に対し、同市議会と長崎市が2月、相次いで文書で回答した。

長崎市議会は、2019年に続く抗議となったことにも触れ、「大変遺憾に思う」と述べた。ヤジを飛ばしたとみられる議員に対しては、井上重久議長が「自らの発言には責任を持ち、今後も十分に注意を払うよう厳しく申し伝えた」という。

長崎市は田上富久市長名で、「大変残念に思う」と回答。「女性に対する暴力は、男女共同参画社

会を形成していくうえで克服すべき課題」との考えを1月24日の定例会見でも表明したという。当該議員に対し、昨年10月に直接注意していたことも明らかにした。

再発防止については、議会での周知や男女共同参画に関する教育・啓発に取り組んでいくとした。

原告団・新聞労連のコメント

市議会における「ヤジ」発言は、性暴力の責任を被害者側に転嫁する虚偽の風説が、長崎市幹部から取材記者への性暴力が起きてから 15 年経つ

てもなお、市庁舎及び市議会に根強く生き続けていることを痛感させるものでした。仮に発言が「不規則」なものであったとしても、その本質は、性暴力の告発を困難にする社会の厚い壁を想起させ、ひいては女性に対する暴力の根絶を求める法の要請を損なうところにあります。市議会におかれましては、このような発言がいかなる意味においても許されないものであることを、市議会全会一致の認識として確認し、市と共に二度と繰り返さぬよう徹底していただきますよう強くお願い申し上げます。

2 2 春闘が本格スタート

ベア要求の組合増加

2022春闘が本格的に始まった。昨年度は新型コロナ禍の影響でベースアップを要求する組合が減少したが、今春闘では増加に転じている。全徳島労組が7年ぶりにベア要求したほか、神戸デイリー労組、全下野労組も2年ぶりのベア要求となった。背景には、経営業績の回復傾向と、一向に減らない業務量を踏まえ改めて労働の価値を見直す動きが高まっていることがある。

いち早く春闘をスタートさせた化学工業労組は、ベア 200 円を獲得。また 85 周年記念特別一時金として、一律 3 万円の支給も勝ち取った。道新労組は、ベアについてはゼロ回答だったものの、夏季一時金交渉では要求 105 万円に対し、決算手当

との合算で「満額回答」させた。

諸要求では、テレワーク制度の創設に関するものが目立っている。コロナ禍で緊急避難的にテレワークが導入された社は多いが、制度化まで至っていない社が多い。ワークライフバランスの実現のためテレワーク制度の導入は喫緊の課題だ。

また、副業の制度化を求める組合が複数あった。ベアゼロや一時金の減少に歯止めがかからない中、別の収入を得る機会の保障を模索している。ただ、副業の導入に際し課題も少なくない。長時間労働問題から派生して、安全配慮や割増賃金支払いなど使用者の義務が守られるかが最大の論点だ。そのほか、競業禁止や秘密保持など労働者側の課題もクリアしなければならない。

3月3日は第2次統一行動日で、回答指定日に当たる。満額回答を目指して加盟単組一丸となった取り組みが必要だ。

露のウクライナ侵攻で抗議

ロシア軍が2月24日、ウクライナに侵攻したことを受け、新聞労連は翌25日、平和的解決を求める抗議声明を発表した。

声明では、「ロシア軍の軍事侵攻停止と即時撤退を強く求め、あらゆる非人道的行為を許さない」とし、ウクライナの主権を侵害し、国際法に違反するロシアの軍事行動を批判した。

また、国連憲章と日本国憲法9条を引用し、ロシアに対して国連憲章が求める平和的手段による解決の道を探ることを求めるとともに、日本政府に戦争行為をやめさせ、平和的な解決に導くために、最大の努力を尽くすよう強く求めた。

埼玉労組 経営陣辞任を要求

未払い残業代訴訟も並行して審理

会社が進めたリストラをめぐり未払い残業代支払い訴訟や県労委へのあっせん調整を続ける埼玉新聞労組は2月9日、春闘臨時大会を開き、一般社員で6400円の賃上げを要求、経営の低迷と深刻な労使対立をもたらした社長、経営陣の辞任を要求した。

夏季分の一時金がようやく支給されたものの、額が少額で冬季分の支給が未だ決まらない。春闘に向けたアンケートでは、社員の不満や怒りが経営陣に向けられた。「社長は本当に何もしない」「どのような経営をしているのか、まるで見えてこない」など経営陣へのコメントであふれた。

労組委員長への「制裁」通告やハラスメント事案をめぐり、県労委へのあっせん申請が行われるなど社内の混乱が深刻化。執行部はアンケートを踏まえ、春闘要求に社長の辞任を加えた。

審理が続く未払い残業代訴訟で、電話会議による準備手続きが2月28日、さいたま地裁で行われた。同社では2019(平成31)年以前、実労働時間に基づいて残業代が支払われたことはない。会社側は訴訟の中で「役職手当は定額時間外労働手当にあたる」などと主張。組合側原告は、役職手当を定額時間外労働手当と関連付ける会社側の主張は、この訴訟で初めて行われたもので、社員や組合にこれまで説明されたことは一切ないことを改めて強調した。次回の期日は、4月11日。

並行して、労基法に抵触する就業規則の一部改善、育児介護休業規定、36協定、ハラスメント規定などの変更について交渉を進めるが、会社側は一方的に規定案等を押しかけるだけの状況が続き、労使対立が深刻化している。

【埼玉労組・保坂直人】

「賃上げできない経営者は経営者ではない」

FCCJ団交 使用者側顧問弁護士が異例の発言

外国特派員協会(FCCJ)の労働組合(Union of Press Club=UPC)は、2月25日、定期昇給凍結の撤回と、無期転換社員の正社員化などを求め、団体交渉を行った。FCCJ側は、組合の20、21年度の定期昇給凍結解除の要求には答えず、22年度4月からの定昇のみを回答した。回答額は2000円だった。

UPCは「前回の団体交渉で21年度までの定期昇給分について有額回答すると回答した。約束違反だ。組合の要求はあくまで過去分も含めた定昇凍結解除だ」と強く反発。席上で拒否を伝えた。

組合員からは「協会理事は会員にばかり目が向いており、私たちのことを考えてくれない。働く者がいなければ記者会見は開けない。働く者を大切にしてほしい」との切実な訴えがされた。

FCCJ側の顧問弁護士を務める岡田和樹氏(Vanguard Tokyo法律事務所)は、「(理事は)

会員のことも労働者のことも考えられていない」「お金の有る無しではなくて、1~2%の賃上げができない経営者は経営者ではない。経営者としてなっていない」と団交の場で理事を論じた。

経常収支が赤字で昇給させられないと繰り返す経営側に対し、UPCは「経常収支の悪化の主たる原因は無償譲渡されたものを固定資産として計上し減価償却費が急増したことにある。減価償却費はキャッシュアウトしないため営業キャッシュフローはプラスで推移しており、賃上げは可能」と主張。次回の団交で前進回答するよう迫った。

また、無期転換社員の正社員化の要求に対し、前回団交時には正社員化した際の具体的条件を示すと述べていたが、今回の団交では具体案は示されず、約束を反故にした。

組合は定昇回復と正社員化の早期実現に向けて交渉を継続する。

諦めない、サステイナブル

山下 直人(四国地連委員長・愛媛労組)



伊予鉄松山市駅前を走るバス

「交通難民」と聞くと地方、それも過疎地の問題と思いがちだ。まがりなりにも県庁所在市(松山市)に住みながらその問題が降りかかってくるとは正直思ってもいなかった。昨春、自身が住む郊外の住宅地に乗り入れていたバス路線が廃止になった。仕方なくバス通勤を諦めミニバイクを購入、便利にはなった一方で、通勤時間に読書したり、さまざま考え事をしたりという貴重な時間は失われ、何か物足りない気持ちになる。

郊外を中心に近年路線の廃止が散見され、地域主体の新たな交通モデルに切り替えようとする動

きも見られるが、元々が人口減少地域ということもあり運営は難しそうだ。公共交通の維持は地方にとってますます切実な課題になっている。

さて「新聞サステイナブル」をメインスローガンに今年の春闘が始まった。四国地連は先日、常任委員会をオンライン開催したが、各単組の報告を聞きながら「サステイナブル」が切実な問題として押し迫っていることを痛感させられた。若手の相次ぐ離職(近年は中堅・ベテランの退職も目立つ)やメンタル不調。各単組の抱える課題からは今後産業としてのニュースメディアを維持していく難しさが浮かび上がる。

折しも新聞労連は「新聞の未来プロジェクト」を始動させた。ともすれば経営者の責任に解を求めて未来を諦めてしまいがちだが、現場発の試行錯誤の取り組みでしか未来を拓くことはできないのだらうと信じている。

この激動期に新聞産業に携わる私たちの責任として、「ニュース難民」を生み出していいはずがない。諦めたらそこで、試合は終了だ。サステイナブルの鍵は、私たち一人一人が諦めないことだと思う。



原告側が和解案示す

日経関連会社 賃金減額訴訟

日本経済新聞社関連会社の社員で、新聞通信合同ユニオン組合員を原告とする賃金減額訴訟の第6回弁論準備手続が2月3日、東京地裁で開かれた。原告側は、就業規則の規定等、役職手当に関する労働契約上の根拠は存在せず、また役職に就いて以降、役職手当に相当する賃上げがなかったことから、役職定年を迎えたことを理由とした一方的な賃金減額は違法と主張した。

争点整理と並行して、和解協議も引き続き行われた。今回は原告が和解の具体案を裁判所に提示。会社側は日経新聞社の意向確認や人事異動などを理由に次回期日までの回答に難色を示したとみられる。定年退職まで3年を切っており、原告からは、引き延ばしを図っているのではといぶかる声があがった。

裁判官は、会社制度の不備に言及しつつも、第2次訴訟が起こる可能性も否定できないとし、両者に和解を促した。

次回期日は3月17日午前11時からで、引き続き争点整理を行う。また、次々回の期日で会社側から原告の和解案について返答がある見通し。

新聞は「考える力鍛える役割を」

新幹線拡大16者共闘京都会議

新幹線沿線を拠点とする友好単組が集まる新幹線拡大16者共闘京都会議が2月1日にオンラインで開かれ、約30人が参加した。4単組が春夏闘に向けた取り組みを報告し、意見交換した。

会議ではまた、京都大大学院の佐藤卓己教授(メディア史)を招き、コロナ禍における新聞の役割について学んだ。佐藤教授は、コロナ禍のような未知の事柄が多い状況で飛び交うあいまいな情報を、一刀両断的に「デマ」として抑圧するのは不健全な社会だと指摘。0か1かのデジタル思考に抗し、あいまいな情報に耐えてじっくり考える力を鍛える役割を新聞に期待した。【京都労組・江夏順平】

「新聞の未来」本格始動

10年後の姿、活発議論

1月の臨時大会でメンバー募集した産業政策部のプロジェクト「新聞の未来 考えませんか」が、本格的に動き始めました。2月17日に2回目となる全体ミーティングをオンラインで開催。デジタル、販売広告、事業、地域報道、印刷の各班も精力的に会議を開いています。

議論の焦点は▽新聞が持つ公共性をどう位置づけ、収益性と両立させるか▽10年後に私たちが望む新聞の姿は—などです。チャットツール“Slack”も活用してメンバーが盛んに意見交換しています。

3月中旬ごろに予定する次回全体会合では、伊藤明弘書記次長に新聞産業の現状を講義してもらいます。メンバーは引き続き募っています。いちどミーティングをのぞいてみてください。

【労連産業政策部・西村誠=共同労組】

「たすけあいの輪をむすぶ」
こくみん共済 coop は、次のステージへ

こくみん共済	団体生命共済
火災共済	自然災害共済
総合医療共済	せいの共済
マイカー共済	自賠責共済
交通災害共済	新セット・移行共済

こくみん共済(全労済)
こくみん共済は、全国の労働者が加入している労働組合の連合体です。
たすけあいの輪をむすぶ

「こくみん共済 coop」は、地方自治体と連携し、地域の課題を解決するための取り組みを行っています。また、地域の課題を解決するための取り組みを行っています。また、地域の課題を解決するための取り組みを行っています。